第5次福岡市子ども総合計画(仮称)策定の方向性(案)について

1 策定趣旨

子どもや子育てをめぐるさまざまな課題を踏まえ、市民ニーズに即した子ども施策を 総合的・計画的に推進するため

2 計画の位置づけ

- ○福岡市総合計画などの上位計画に即し、子どもに関する分野の基本的な計画として 策定するとともに、下記計画として位置付ける。
 - ・子ども・子育て支援法に基づく「福岡市子ども・子育て支援事業計画」
 - ・子ども・若者育成支援推進法に基づく「福岡市子ども・若者計画」
 - ・次世代育成支援対策推進法に基づく「次世代育成支援福岡市行動計画」
 - ・母子及び父子並びに寡婦福祉法に基づく「福岡市ひとり親家庭等自立促進計画」
- ○上位計画である「第9次福岡市基本計画」及び「政策推進プラン(第2次実施計画)」 に即した内容とする。

3 計画対象

すべての子ども・若者と子育て家庭, 市民, 地域コミュニティ, 事業者, 行政など, すべての個人・団体

子ども: 乳幼児期 (義務教育年齢に達するまで), 学童期 (小学生)

思春期(中学生からおおむね18歳まで)

若 者: 思春期, 青年期(おおむね18歳から30歳), ポスト青年期

4 計画期間

2020年度から2024年度まで(5年間)

5 計画の構成

(1) 計画総論

基本理念:子どもが夢を描けるまちをめざして

その他:現計画の評価、計画の枠組み、子どもを取り巻く状況、計画の位置づけ等

(2) 計画各論

(ねらい)

本市の子ども・子育て施策について<u>ライフステージごとに記載</u>し、妊娠期・乳幼児期から 青年期までの切れ目のない支援施策を明示することにより、<u>市民にとってわかりやすい計</u> 画とする。

【現計画】「第4次福岡市子ども総合計画」

目標1 子どもの権利を尊重する社会づくり

相談支援体制,児童虐待防止,社会的養護, 障がい児支援,子どもの貧困対策,子どもの権利啓発, 子ども・若者支援(いじめ・不登校・ひきこもり)等

目標2 安心して生み育てられる環境づくり

幼児教育・保育の充実, 母と子の心と体の健康づくり, ひとり親家庭への支援, 仕事と子育ての両立に向けた 環境づくり 等

目標3 地域における子育ての支援と健全育成 の環境づくり

放課後等の活動の場づくり、子ども・若者支援(自己形成 支援・社会的自立・安全を守る取組と非行防止)等

【次期計画】「第5次福岡市子ども総合計画」(仮称)

目標1 安心して生み育てられる環境づくり

【妊娠期~乳幼児期】

母と子の心と体の健康づくり、幼児教育・保育の充実、 障がい児支援、仕事と子育ての両立に向けた環境づくり等

目標2 子ども・若者の自立と社会参加

【学齢期~(ポスト)青年期】

放課後等の活動の場づくり、子ども・若者支援(いじめ・ 不登校・ひきこもり、自己形成支援・社会的自立・安全を 守る取組と非行防止)等

目標3 困難を抱える子どもの健やかな成長

【全対象】

相談・支援体制, 児童虐待防止, 社会的養育, 子どもの貧困対策, ひとり親家庭への支援, 子どもの権利啓発 等

